

まず私の方から、市町村教育委員会の教育長の皆様には「講話」という形で、そして県立学校の校長先生方には「訓示」という形で、およそ本県の「公教育」を担う中核である皆様に対して、県教育委員会、そして県教育長である私の極めて強い危機感と問題意識を共有させていただきたいと思います。

本日、緊急的に「合同会議」という形で、全ての市町村教育委員会の教育長、そして県立学校の校長にお集まりいただいたのは、ご承知の通り、誠に遺憾なことながら、「教職員による不祥事」が後を絶たない、むしろ増加の一途をたどっているためです。

昨年度の令和５年度は、免職５人、停職４人、戒告１人の合計１０人の懲戒処分を行いました。

このような状況等も踏まえ、今年度当初の昨年４月１２日には、皆様に対して、不祥事の防止に向けてご理解とご認識をいただきたい私の思いや、防止に向けた県教育委員会の対応策等についてお話をさせていただいたと思います。

しかし、令和６年度に入り、本日時点において、免職５人、停職３人、減給２人の１０人の懲戒処分をすでに行っております。つまり、２年連続して二桁の懲戒処分事案が発生するという、これまでにない異常な事態ということを意味します。

そして、本県教育界の土台が揺らいでいるという状況を、教育委員会の代表として、子ども達や保護者の方々、そして県民の皆様に対して大変申し訳なく思うと同時に、被害を受けられた方々には心からお詫び申し上げたいと思います。

昨年4月の際に、私は皆様に、「二度とこのような講話ないし訓示を私がすることがないように」と申し上げながら、問題意識を伝え、必要な取組の要請をさせていただきました。

これが、1年も経たないうちに、本日、皆さんにこのようなことを申し上げないといけない状況に至っているのは、本当に残念、無念であります。

そして、私の思い、言葉を、全ての学校長や教職員も含めて、皆様にお伝えしきれていないことにも不甲斐なさを感じております。

今年度に入り、県教育委員会が示した対応方針にも沿いながら、全ての公立学校において「不祥事防止委員会」が設置され校内研修実施の組織体制等を整えるなど、一層の取組を始めていただいていることは私も理解をしております。

この体制づくりなどの効果が一朝一夕には出ないことも重々承知をしております。

しかし、そのような状況を踏まえても、かつて本県において不祥事事案が非常に相次ぎ、11人の懲戒処分を行った平成30年度にひっ迫する状況に至っている状況があります。まさに「緊急的かつ危機的事態にある」と言わざるを得ません。

特に、今年度行った多くの懲戒処分事案においては、相手が未成年女性である場合も含めた「わいせつ事案」が多く発生していることには大きな危機感を持たなければなりません。

事案の概略につきましては、この後、担当課長からも説明がありますが、本来、教職員は、児童生徒を守りながら、大人として社会人としての一步を正しく導く責務を持つ、極めて「崇高な使命」を有する者であります。

そのような者が、自らの使命を忘れ、相手への思いやり等が全く欠けた、「魂の殺人」とも言われる「性暴力」「わいせつ行為」を行うことは、言語道断であり、断腸の思いであります。

繰り返し申し上げてきたように、「教職員」は、「人への思いやり」や「遵法意識」等を、子どもたちに教える立場にある者です。

そのような立場にある「教職員」の一部が「人を傷つけている」「法令等を違反している」という事案を起こしていることを、我々は改めて深刻に重く受け止めなければなりません。

今回、教職員の不祥事が相次ぐことを受けまして、昨年4月にお示しした不祥事防止に向けた対応策の更なる徹底を図るほか、後ほど担当課長から説明をさせていただきますが、さらに新たな対応策を打っていく必要があると考えております。

しかし、様々な防止策が「形」だけで終わってしまっただけでは何の意味もありません。

やはり、一番に大事なことは、不祥事が起きることが、その帰結として一体何を意味するのか、どういう結果を招くのか、そして教職員一人一人、管理職、市町村教育委員会、そして県教育委員会といった、全ての本県の公教育に関わる者が、改めて「自分ごと」として想像力をもって考えることです。さらに、しっかりと腹に落とすことです。

まず皆様方にも想像して考えていただきたいと思います。何を考えるか。

第一に、「相手・被害者のこと」。被害を受けられた方々は、どのような影響があるのか、また、あなたのご家族がこのような被害を受けたとしたら。特に、その内容が「性暴力等」であれば、先ほども申し上げましたが、「魂」を傷つけられ、極めて強い恐怖心や不信感、不安感が生涯残るのではないか、このようなことが想像されます。改めて申し上げるのも情けないほど、教職員として、そしてそれ以前に社会人として、この様なことを絶対に行ってはならないと意識していただきたい。

2つ目には、目の前の「子どもたちのこと」を考えなければなりません。

懲戒処分を受けて、あなたが学校からいなくなったり、あなたのことをニュース等で知ったら、あなたを「先生」と慕い、信じていた子どもたちは、どう思うのでしょうか。子どもたちの感謝を、信頼を、全て裏切ることになります。

「今、あなたの姿は、自身が教壇に立ち、面と向かって接している子どもたちに見せることができるでしょうか。」

3つ目は、「同僚たちのこと」。

あなたの隣にいる先輩、同輩、そして後輩は、あなたを仲間として、あるいは友として、子どもたちのために、学級・学校運営や授業改善に懸命に努力を重ねています。

しかし、その努力の積み重ねは、たった一人が不祥事を起こすことによって、一瞬で崩れ去ります。

どれだけ先進的な取組を積極的に展開している学校でも、一人の

教職員が懲戒処分を受ければ、その学校は「不祥事を起こした学校」という受け止めにされます。

「信用のならない高知県の公教育」という受け止めにされます。

今やろうとしている行為が、その重みを背負うことを覚悟したうえででの行為なのか、しっかりと考えなければなりません。

さらに4つ目には、「本人自身あるいは家族のこと」です。

懲戒処分を受ければ、免職であれば職を失い、停職・減給・戒告であれば様々な生活面において支障を来すことは言うまでもありません。

氏名等は原則公表され、社会的な制裁を受けることにもなります。自分本人だけならまだいいでしょう。それは紛れもなく自分がやったことの結果ですから。

しかし、大切な家族に、愛する自分の子どもたちにも、その影響が及びます。

その行為は、本人や家族の将来を失わせてまで、やるようなことなのか。しっかりと想像しなければなりません。

このような、「教職員が不祥事を起こす」ということの意味を、そして起こした際の影響を、全ての本県の公教育に携わる者が具体的に理解をし、腹に落とすことが必要と切に思っています。

そのためにも、この合同会議が終わったらすぐに、学校長には、教職員一人一人と真剣に向き合い、話し合っていただきたい。

「今、何を考え、何に悩んでいるのか。」

そしてまた、「この現在の教育界の現状を、教職員不祥事をどのように考え、これをなくすためには何をしていけないとけないと考

えるのか、あなたは何をするのか。」

しっかりと教職員の声を聴き、思いや考えを共有していただきたい。

また、ここからは少しいくつかの具体的な非違行為の態様もあげながら話をしたいと思います。

まず、冒頭に申し上げました「わいせつ事案」、特にその中でも児童生徒を対象とした、「児童生徒性暴力等」についてです。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立されて以降、幾度にわたって本法律の内容等については県内の関係者の皆様にお伝えしてきているところです。

しかし、あろうことか教職員が、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与える「性暴力等」を行うという、断固として許されない事案が本県においても発生しております。言語道断、そして断腸の思いであります。

昨年、「教職員の懲戒処分の指針」を改訂しております通り、同法の「性暴力等」にあたる行為を行った教職員は、「懲戒免職」とするのが基本の対応です。この「性暴力等」は、「性行為」だけではなく、「キスなども含めた性的な身体接触」や「盗撮」も含まれます。「性暴力等」に該当するか否かを判断するにあたって、「相手の児童生徒等に同意があったか否か」は全く関係ありません。「当該児童生徒等と交際関係にあった」という主張は全くもって成立しません。児童生徒は成長の途上にあり、我々は児童生徒を指導し、支援をする立場です。そのような意味で同等の立場にあるものではありません。

同法における「性暴力等」に該当する場合には、断固として「懲戒免職」を基本とした、厳正な対応をする考えであることを、ご承知お

きいただきたいと思います。

次に、「飲酒運転」に係る事案です。

今年度、教職員が飲酒運転により懲戒処分を受けた事案が発生しております。

「代行運転で当初は帰るつもりだった」、「酔いがあけるまで車中で休むつもりだった」と、過去、飲酒運転を起こした者は皆同じような主張を顛末書で述べています。

飲酒のために、正常な判断ができなかったかもしれません。

ただ、飲酒をする前に、改めて考えなければなりません。

「何故、飲酒運転が全国的に厳罰化されてきたのか」を。

過去、飲酒運転による交通事故により、子どもも含めて尊い人命が失われてきた、そのような悲しい事故が多くあったということ。

飲酒運転は「子どもの生命を、人の生命を危険にさらす行為」です。あなたの子どもが、ご家族が、これに巻き込まれた時に、あなたは許すことはできるでしょうか。

県教育委員会としては、飲酒運転についても原則「懲戒免職」として判断をしてきており、厳正な対応を引き続き行っています。そして、これは自動車だけではなく、自転車についても当てはまります。

最後に「ハラスメント」に係る事案です。

昨年4月には、ハラスメントに係る防止策等についてもお示しをさせていただいたところです。

今年度に入り、教職員による学校内でのハラスメント事案によって懲戒処分を行ったものは、本日時点においてはございません。

一方で、お配りをしております、昨年末に県教育委員会において取りまとめた参考資料2の「令和6年度『ハラスメントに関するアンケ

ート』の集計結果（概要）」をご覧ください。こちらは、県立学校における内容となっておりますが、市町村教育委員会でもご参考になるものと考えております。

今回の調査結果では、まさに「ハラスメント」が起こり得る背景が如実に現れたものと評価をしています。例えば、P. 1の「セクハラ事例」の集計結果の表をご覧くださいければと思います。

「自分がされたことがある」と回答した人数が、「自分がしたことがある」と回答した人数よりも圧倒的に多くなっています。これは、その次のページのパワハラ・マタハラでも同様の傾向が見られます。

「ハラスメントをしている側」と「されている側」の認識の乖離。これが「ハラスメント」が起こる大きな理由・背景です。

「これくらいは大丈夫だと思った」、「これくらいは許されると思った」

いざ、ハラスメントが発覚した際に、加害行為を行ったとされる者が誰もが一度は口にする言葉です。

自分の言動を、自己評価のみを持って判断するのではなく、「客観的な視点」、特に「社会一般の常識」から照らして適切な言動をとっているのかを、常に組織において人の上に立つ立場の者は自省をしていかなければなりません。

さらに、不祥事は「個人」の問題だけではなく、「組織」の問題でもあるということを是非ご理解をいただきたいと思います。

不祥事が起こる要因として、個人的な傾向や条件だけではなく、環境的な要件や組織的な条件が要因として存在するという指摘があることも、我々はしっかりと認識しておく必要があります。

「不正トライアングル」という理論があります。不正行為発生の要

因を「機会」、「動機」、「正当化」の3つの要素で説明する理論です。

1つには、組織の職員が互いに無関心であったり、チェックの体制が働いていない組織であったり、また、密室などの環境状況にあれば、不正が行われてしまう「機会」が多いと言われます。

2つには、上司や同僚に不満があったり、仕事や私生活に不安や懸念があったりして、それがふくらんでその中で不正を行ってしまう「動機」が生じると言われます。私の組織は、動機を生み、ふくらませていないか。そういったことを省みる必要があります。

3つには、「周りもやっているからいい」、「少しくらいならいい」と不正を「正当化」してしまうような雰囲気があったり、また、正しい啓発がなされていない場合も問題です。そして、「2人とも付き合っていた」などの言葉は「正当化」以外の何ものでもありません。

これらの3つの要素が揃う組織や場面等では、不正行為に走りやすい傾向があると言われています。

「不祥事」の可能性はどこにでも、誰にでも転がっています。みんながみんな、いつも強いわけではありません。弱い時だってあります。だからこそ不祥事を「自分ごと」として捉え、これを起こさない、皆で声をかけ合い、高め合う組織づくりを管理職主導のもと、教職員総出で進めていかなければなりません。

実際に、不祥事を起こした教職員がいた学校の管理職に話を聞くと、「まさか自分の学校でこのようなことが起こるなんて」と口を揃えて言います。

どの組織、学校にも起こり得るものとして受け止めて、全員が「当事者意識」を持って、全員で考え、一丸で不祥事の防止に向けた取組に臨んでください。いい学校づくりに全力をあげていただきたい。

そして、市町村教育長の皆様には、本日の会議で私や市町村教育委員会連合会の会長からお伝えする内容等を咀嚼をしていただいたうえで、管下の学校長の皆様に来る限り速やかに、ご自身の言葉でお伝えする機会を設けていただくことをお願いいたします。

そして、県立学校長の皆様は、本日の会議でそれぞれが話した内容等やご自身の決意について、本会議が終わった後、来る限り速やかに各校の不祥事防止委員会等を開催し、所属する全ての教職員に対して、各校長自らの言葉で周知・徹底を図り、全教職員一丸となって取り組んでいくことを宣言してください。県立学校の校長の皆様に対しては、この場をもって、県教育長として指示したものと受け止めてください。

本日、市町村立学校の教職員に向けては、市町村教育委員会連合会の竹内会長と連名の形で、また、県立学校の教職員に向けては、私の名前で、教職員お一人お一人に届けていただきたいメッセージもお配りしております。

こちらのメッセージも、追って各機関には通知をいたしますので、必ず教職員一人一人にお届けいただくよう、よろしくお願いいたします。

我々は、何のために教壇に立ち、学校を運営し、教育行政を担っているのかを、一人一人が自身に改めて問い直していただくよう、よろしくお願いいたします。

そして、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。